

議員案第30号

新型コロナウイルス感染症の指定感染症の類型を2類から5類へ見直す
ことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

村山ひでき

斎藤康夫

新型コロナウイルス感染症の指定感染症の類型を2類から5類へ見直す
ことを求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の新たな派生型BA5系統への置き換わりにより、感染が拡大している。しかし、第7波と呼ばれるオミクロン株の感染症としての病毒は弱くなり、季節性インフルエンザと同等に近いものと変化してきた。

国は、かつて指定感染症2類に加え行動制限を行い、指定感染症1類以上の制限を国民に課してきた。現在では無料PCR検査による陽性者の拡大により、無症状者や軽症者が大量に医療機関へ受診を求めるようになり、その結果、重篤な患者への速やかな対応が困難な場面があるなど医療行為に支障を来している。また、保健所の対応は逼迫を極めている。

現在、国において新たな行動制限を行うことはないことを表明しているが、一般診療にも支障が生じており、このままの状況が続くと市民の命を守ることまで困難になるおそれがある。このような状況を受け、2022年7月28日に開催された全国知事会議においても、感染症法上の位置付けを2類から5類に見直す意見が相次いで出された状況である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担を維持しつつ、現在の感染症状況を踏まえた柔軟で実効性のある対策を講じた上で、オミクロン株を指定感染症類型の5類に指定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

ワクチン接種推進担当大臣様

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣様

議員案第31号

個人情報保護法全面施行に向け、条例改正における自治体の自主的主体的な判断を最大限尊重するよう強く求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男

坂 井 えつ子

村 山 ひでき

安 田 けいこ

片 山 かおる

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

個人情報保護法全面施行に向け、条例改正における自治体の自主的主体的な判断を最大限尊重するよう強く求める意見書

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく改正に伴い、個人情報保護法が一部改正された。2023年春の全面施行で、地方公共団体もその対象となり、各自治体が条例で定めるなどして保護してきた個人情報が、全国的な共通ルールで個人情報保護委員会に一元化される。

施行後は、これまで自治体が設置した審議会で行ってきた、個人情報の取扱いに関する個別の規制への関与もできなくなる。地方公共団体の個人情報についても個別条例で規律されていたものを全国共通ルールとすることを立法趣旨としているため、地方自治体の条例による上乗せ、横出しも許容されない懸念がある。

2020年6月4日、参議院では、本法律案に対する「国と地方の役割分担等について議論を進め、法律による一元化を含めた規律の在り方について早急に検討すること」など12項目にわたる付帯決議を可決している。その後の同年9月7日、全国市長会は「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること」など4項目を要請しており、同年10月13日、全国市議会議長会は「地方6団体と総務大臣の意見交換会」において、「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている。

2000年施行の地方分権一括法で、地方への権限移譲が明確化され、国と地方の関係は対等・協力関係となった。地方公共団体が自ら管理する個人情報に関する事務は固有の自治事務であり、自治事務に関する個別法の解釈権は国ではなく自治体に帰属している。個人情報保護委員会が示しているガイドラインは、地方自治法に基づく技術的な助言であり、法的拘束力のある指示ではないとしているが、他方、ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性があるともしている。自治事務における解釈運用や、監理監督に踏み込んでくる見解を示した個人情報保護委員会は、地方自治体への介入と言わざるをえない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、個人情報保護委員会に抗議し、条例改正における自治体の自主的主体的な判断を最大限尊重するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

総務大臣様

議員案第32号

原発新增設と再稼働及び運転期間延長等のエネルギー基本方針転換の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

原発新增設と再稼働及び運転期間延長等のエネルギー基本方針転換の撤回を求める意見書

政府は、2022年8月24日、「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」で、ウクライナ危機や電力需給逼迫などを受け、原発の「7基追加再稼働」や運転期間の延長、次世代革新炉の建設の検討も含めた原発推進方針を表明した。

政府は、東京電力福島第一原発事故を教訓に、エネルギー基本計画において原発の依存度は可能な限り低減すると定めていた。原発に頼らない社会を目指すという、これまでの政府の方針に逆行するものである。

東京都民が使い続けてきた福島第一原発の事故による多大な被害を、福島県民をはじめとする多くの国民に及ぼしていることを再度認識すべきであり、いかなる理由があっても、再び原発を推進することは事故の教訓を顧みないものとして許すことはできない。

福島第一原発の大事故から11年を経て、いまだ「原子力緊急事態宣言」は解除されていない。事故の原因究明も進まず、避難者数も正確に把握されておらず、放射性物質による土壌汚染や健康被害などについても政府は本格的調査を行っていない。

また、汚染水の海洋放出など、国論を二分する課題が山積する中、国会でもない会議の場で、首相が一方的に原発の最大限の活用を指示するなど、原発被害者を含めた多くの国民を裏切る行為である。

東京地裁は2022年7月、東京電力株主代表訴訟で東京電力旧経営陣に13兆円超の賠償を命じた。一旦原発事故が起これば、国土の広範な地域や国民全体にも甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊や喪失を生じ、ひいては我が国そのものの崩壊につながりかねないとした判決文を、首相は真摯に受け止めるべきである。

また、2014年の大飯原発差止め訴訟をめぐる福井地裁の判決理由でも当時の裁判官は「国富の喪失」や「人格権の侵害」と述べ、取り返しのつかない被害と認定した。

原発の重大事故は広く、深く、長く被害をもたらす。国の崩壊の危機や国富の喪失、人権の侵害を経験した教訓をいかさず、原発推進に向けた政府方針の変更は、国民のいのちと暮らしをないがしろにするものである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、8月24日に政府が発表した原発の新增設と再稼働及び運転期間延長等のエネルギー基本方針の転換を撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

経済産業大臣様

GX実行推進担当大臣様

環境大臣様

原子力規制委員会委員長様

議員案第33号

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の償還免除を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の償還免除を求める意見書

厚生労働省は2021年2月2日に「緊急小口資金の償還に関しては、2021年度又は2022年度の住民税非課税を確認できた場合に一括免除を行う」と報道発表した。しかし、この要件では対象となる方が限定され、生活困窮状況が続く方に必要な対策が及ばない。

生活困窮状況で返済が困難な方についても、住民税非課税の方と同じ取扱いとし、免除とすべきである。

2021年度も2022年度も住民税課税であった方は、償還が必要である。しかし、償還開始後でも、生活状態の変化により、住民税非課税の所得水準となることがあるが、緊急小口資金特例貸付の償還は2年間続くので、厳しい困窮状態に陥る可能性がある。

償還開始時点では課税であったとしても、償還途中に非課税水準となった方についても、以後の償還を一括免除できるような制度設計にすべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、下記の事項について強く求めるものである。

- 1 債還開始後に住民税非課税となった方に対しても、以後の償還を全額免除すること。
- 2 住民税非課税に該当しない場合でも、児童扶養手当、就学援助、住居確保給付金、求職者支援制度の職業訓練受講給付金等、既存制度の受給により生活困窮状況が確認できる返済が困難な方については、住民税非課税の方と同じ取扱いとし、償還を免除すること。
- 3 「総合支援資金」の特例貸付の償還免除要件についても、上記と同等の制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

議員案第34号

共同親権導入には慎重に対応することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

白井 亨
古畑 俊男
村山 ひでき
片山 かおる
渡辺 大三
森戸 よう子

共同親権導入には慎重に対応することを求める意見書

法制審議会は2022年8月30日に、離婚家庭において、原則共同親権あるいは共同親権を選択できることを含めた家族法改正案についての中間試案を示した。

現行法においても、双方同意があれば離婚後の両親が子に関する重要な決定に関与することや、子を共同で監護することは可能であり、また、親権と面会交流や養育費とは別の問題であるにもかかわらず混然一体として議論されており、まず正しい現状認識に基づき、あるべき制度を議論すべきである。

これを前提にすれば、いわゆる共同親権の法制化で初めて実現されることは、別居親に対し、子に関する重要な決定の拒否権を与えることである。別居親が子の進学や医療行為などについて適宜のタイミングで同意しないと子の希望が実現できないということは、むしろ子の最善の利益に反することになりうる。「子の連れ去り」問題などと言われるが、逃げた側からすればDVや虐待を受ける環境からのやむを得ない避難ということも多く、これは諸外国並みのDV保護制度（身体的DVのみならず精神的、経済的DVも保護命令の対象となり、被害者や子が居宅にいるまま加害者が退去させられる。）や、離婚に対する公的支援（裁判所及び弁護士が全件関与し、別居の話し合いから公的支援がある。）がないことに本質的な原因がある。

現状を把握し本質的な原因を捉えた上で、子どもの貧困率が極めて高く、女性の地位が極めて低いことを前提に、今の日本において必要な政策を講じるべきである。拙速に、子どもや同居の監護親の負担を更に増やすような法改正を行うことは、子どもや同居の監護親の精神状況や経済状況をより悪化させることにもつながりかねない。

また、家族法改正については、子の最善の利益が優先されるべきであり、その点については医学的・科学的知見を重視すべきである。一般社団法人日本乳幼児精神保健学会は、その声明において、「離婚後の子どもに必要なことは、子どもが安全・安心な環境で同居親と暮らすこと」、「子どもには意思がある」、「面会交流の悪影響」、「同居親へのサポート」、「離婚後の共同親権には養育の質を損なうリスクがある」等としている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、下記の事項について強く求めるものである。

- 1 いわゆる「共同親権」の議論に際し、「親権（者）」や「監護（者）」の定義及び現行法では不可能で法改正が必要な事情（立法事実）を明確にすること。
 - 2 検討に当たっては、乳幼児・児童・思春期の精神医学の観点や、海外において共同監護により子や同居親の安全が阻害されているとの研究などを十分考慮すること。
 - 3 同居中の共同監護促進のため、父親の育児家事への関与を増やすべく、企業や経済団体に働きかけ、啓蒙に努めること。
 - 4 同居中にDV・虐待（いずれも精神的なものも含む。）が発生したケースについては、実効性のあるカウンセリングや加害者矯正プログラムを低額な費用で受講できるようにすること。
 - 5 離婚時に、離婚条件を十分検討して協議する等、必要な司法的な支援が得られるようすること。
 - 6 自動的に決定される妥当な養育費（経済的自立まで）につき、公正証書や裁判所の調書など執行力のある書面の作成支援をし、支払われない場合は国による養育費立替え及び強制徴収制度を導入すること。
 - 7 養育費決定以外に別居・離婚時に規律を設けず、早期協議離婚の選択肢を維持すること。
 - 8 選択的共同親権は、「共同親権にするなら離婚してもいい」「共同親権にするなら養育費を払ってもいい」など取引材料にされるという懸念があるため、慎重な議論をすること。
 - 9 別居・離別後の面会交流について、現在の裁判実務では、同居親へのDVは面会拒否の理由にならず、子が嫌がっていても実施を求められることがあり、面会が児童虐待や同居親へのDVの継続にならないよう、裁判所の予算や人員を拡充し、きめ細かな判断が可能となるようにすること。また、子どもへの悪影響が非常に心配される暫定的面会交流命令は導入しないこと。
 - 10 DVや女性の相談・支援を行う相談員の待遇を改善し、専門性を高め、相談・支援対応者の安全確保にも安全に十分に配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成夫

内閣総理大臣様
法務大臣様
厚生労働大臣様

議員案第35号

更年期対策の推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ

古 畑 俊 男

坂 井 えつ子

村 山 ひでき

安 田 けいこ

片 山 かおる

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

更年期対策の推進を求める意見書

厚生労働省は、令和4年7月26日付けで「更年期症状・障害に関する意識調査」の結果を発表した。これは、令和4年2月7日の第208回国会衆議院予算委員会において、首相が「令和4年度からは、更年期障害が日常生活に与える影響等に関する研究を実施する予定であり、その成果を支援施策につなげていきたいと考えています。」と発言したことが具現化されたものと考えられる。

この調査によると、更年期障害と診断されたことがある人と、更年期障害の可能性があると考えている人を合わせると、女性は40歳代で約4割、50歳代では約5割と、更年期障害が非常に身近なものであることがわかる。しかし、更年期症状が一つでもある女性のうち、医療機関を受診していない割合は40歳代で81.7%、50歳代で78.9%であり、大半の人が受診していない。その理由は、男女ともに「医療機関に行くほどのことではないと思うから」の割合が最も高く、女性では次に「我慢できるから」が高かった。また、日常生活への影響が1日以上あると答えた人のうち、誰かに相談したかを尋ねると、「相談しておらず、今後も相談しない／したくない」が女性の40歳代で45.5%、50歳代で55.0%、男性では、40歳代で65.7%、50歳代が67.0%で最も割合が高く、日常生活に支障が出た人であっても、医療機関の受診や、誰かに相談しづらいという現状が明らかになった。

男性にも更年期にまつわる不調があることを詳しく知らない男性が多く、その原因としては、男女ともに更年期について学ぶ機会や、正しい情報に触れる機会が少なかったことが考えられる。職場や家庭で体調を崩す人がいても、「更年期の症状ではないか」、「医療機関を受診したらどうか」と口に出すことがばかられるという声や、家族に言われても素直に聞くことができない、という声が聞かれる。その背景には、現在の日本の性教育が、第二次性徴期から出産までを主な対象としており、更年期から老年期までを含めた包括的な性教育になっていないことがある。人生100年時代を健やかに過ごすという観点から、性別や性的指向にかかわらず、更年期以降のホルモンバランスの変化による健康への影響等について学ぶ必要がある。

また、職業生活の面では、労働組合からの要望が出されている「更年期休暇」制度の検討や管理職の意識改革等、労働環境の改善が急務である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、更年期対策の推進のため、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 健康診断や人間ドック等の機会を活用して情報を伝える等、医療機関とも連携しながら更年期に関する情報に触れる機会を増やすこと。
- 2 学齢期だけでなく、社会教育においても、誕生から更年期、老年期までの包括的な性教育を行うこと。
- 3 「更年期休暇」制度導入の検討や、労働環境改善のための法整備及び予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
総務大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様

議員案第36号

都立高校入試の合否判定に英語スピーキングテストE S A T – J の結果
を用いないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月15日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
森 戸 よう子

都立高校入試の合否判定に英語スピーキングテスト E S A T – J の結果
を用いないことを求める意見書

東京都は今年度実施される都立高校入学選抜試験において、2022年11月27日に予定されている英語スピーキングテスト E S A T – J の採点結果を合否判定に「活用する」としている。しかし、その採点方法には下記のように様々な問題点が指摘されている。

- 1 東京都は株式会社ベネッセコーポレーションと協定を結び、8万人分のテストをフィリピンの事業者に委託し、45日間で採点することになっている。微妙な採点のすり合わせを、短期間で公平かつ正確に行うことができるのか疑問である。その採点結果を後日詳細に検証できるのかも不明である。
- 2 東京都が E S A T – J 不受験者と認定した者には、同じ高校を受験した学力テストの結果が同程度の、10人前後の結果から算出した平均点が付与される。学力テスト結果とスピーキングテスト結果との間に、相関関係があると証明するデータは存在しない。合理性のない算出方法により得点順位が入れ替わる逆転現象が指摘され、受験生の総合順位に影響する可能性がある。
- 3 調査書点の配点は、5教科で満点の場合は一教科約23点、E S A T – J は20点満点である。合計すると英語だけが43点になり配点が高すぎる。また、日々の提出物や小テスト、定期審査の結果などで積み上げてきた他の教科の調査書点と、たった1回15分程度のテスト結果が同程度に扱われることに合理性はない。
- 4 E S A T – J は0点～100点で採点した後に、A～Fの不均等な6段階の得点域で分け、A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点、F=0点と4点刻みの配点になり、実際の得点差との差異が生じる。1点の差が合否に関する入試に用いるのは適切でない。

上記のように採点結果が不合理な結果をもたらす恐れがあり、中学生の将来の進路に関わる極めて重要な試験の選抜方法として不適切であり、この結果を用いることは道義的に許されない。

よって、小金井市議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、英語スピーキングテスト E S A T – J の結果を都立高校入試の合否判定に用いないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

東京都知事様
東京都教育委員会教育長様

議員案第37号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月16日提出

小金井市議会議員

村山ひでき

片山かおる

五十嵐京子

渡辺ふき子

渡辺大三

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は2022年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 現時点では、取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は、離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があつても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

財務大臣様
経済産業大臣様
デジタル大臣様
内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）様
デジタル田園都市国家構想担当大臣様

議員案第38号

五輪汚職事件の余罪を含めた全容解明と徹底的な再発防止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月21日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

五輪汚職事件の余罪を含めた全容解明と徹底的な再発防止を求める意見書

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック・パラリンピック」という。）のスポンサー選定をめぐる汚職事件では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の高橋治之容疑者が受託収賄容疑で逮捕された（その後、別件の受託収賄容疑で再逮捕）。紳士服大手「株式会社AOKIホールディングス」前会長の青木拡憲容疑者ら幹部3人と、出版大手「株式会社KADOKAWA」の角川歴彦会長と元専務ら2人は、贈賄容疑で逮捕された。加えて、大手広告会社「株式会社大広」や駐車場大手「パーク24株式会社」にも、東京地検特捜部が家宅捜索を実施した。青木容疑者の供述には、組織委員会会長だった元首相に200万円の現金を提供したとの内容も含まれているとの報道もある。

巨額の公金を投入して行われた東京オリンピック・パラリンピックの開催について、みなし公務員である組織委員会の理事が、様々なルートを通じて、私腹を肥やしていたのが事実であるとすれば、断じて許されない。都民からは、「五輪はカネと利権まみれだったのか」など厳しい批判と全容解明を求める声が拡がっている。

なぜ、高橋容疑者にこのような影響力の行使が可能だったのか、「高橋案件」として特定企業との癒着を了知していた組織委員会の活動が適切だったのか、公益法人法に基づいて組織委員会を認定した東京都には、法に基づき全容を解明し、真相を明らかにする責任がある。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、五輪汚職事件の全容解明と徹底的な再発防止策について、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 高橋容疑者、「株式会社AOKIホールディングス」関係者、「株式会社KADOKAWA」関係者による受託贈収賄事件について、余罪も含め全容解明を行うこと。
- 2 逮捕者まで出した汚職事件の発生を踏まえて、大会報告書、大会経費全体について全面的に検証し直し、都民に結果を公表すること。
- 3 組織委員会が作成し、保存している文書については開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

東京都知事様

議員案第39号

世界平和統一家庭連合及び関連団体と政府及び政治家との関係について
全容解明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月22日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
片 山 かおる
五十嵐 京 子
宮 下 誠
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

世界平和統一家庭連合及び関連団体と政府及び政治家との関係について
全容解明を求める意見書

世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神靈協会、以下「統一協会」という。）及びその関連団体と政治家との関係が次々と明らかになっている。

統一協会は、信者の人権抑圧、靈感商法による金銭的問題や家庭崩壊を招くなどの深刻な被害をもたらしてきた、反社会的と指摘されている団体である。

政治家がこうした団体と関係を持つことは、統一協会に「お墨付き」を与えることになり、被害拡大の要因の一つとなっていることは明らかである。

政治家と統一協会及び関連団体との関係について、全てを明らかにし、関係をきっぱり断つことが求められている。

とりわけ、政府においては、各閣僚と統一協会及び関連団体との関係の全容解明と関係の清算が急務である。また、統一協会の名称変更を文化庁が認めた経過についての解明が必要である。

統一協会及び関連団体と政府及び政治家との関係について、全容を明らかにし、関係を断つとともに、被害者の救済に全力を挙げることが求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 統一協会及び関連団体と閣僚及び政治家との関係について、全容を解明し、関係を断つこと。
- 2 名称変更の経過について、全容を明らかにすること。
- 3 被害者救済について、相談体制の強化など抜本的な対策を検討すること。
- 4 反社会的と指摘される団体への法的な対応や規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
文部科学大臣様

議員案第40号

新型コロナ感染症感染拡大から、国民のいのちを守る対策を行うことを
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月22日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

新型コロナ感染症感染拡大から、国民のいのちを守る対策を行うことを
求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、依然として続いている。発熱外来がパンク状態となり、自主的な抗原検査で陽性となっても受診できず、健康観察も行われない事態が多発している。医療や保健所が崩壊しかねず、国民のいのちを守る対策が急務である。

「第7波」では、死者数が連日過去最多を更新している。軽症と診断された後に、症状が悪化し死亡する例などが発生していることから、全数把握は見直さずに続ける必要がある。

高齢者の重症化率・致死率はインフルエンザよりも高いという指摘もあり、かつ変異株への警戒も必要であり、根拠のない過小評価はあってはならない。

政府は、入国制限と空港検疫を大幅に緩和し、水際対策を「ないに等しい」状態とした。その一方で、感染拡大に備えた医療・検査・保健所の抜本的な体制強化を行うどころか、医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症対応の診療報酬さえ次々と減額させていている。

そもそも「第6波」で、救急搬送困難事例は過去最多、死者数も1万人超という最悪の事態となったことを直視するならば、これまでの対応への真摯な反省の上に、医療・検査・保健所等の体制強化に真剣に取り組むべきであり、そのための方策が示されてこなかったことは遺憾である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国民のいのちを守るために、危機感をもつて対策を行うよう、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 発熱外来の体制、PCR検査の拡充を行うこと。
- 2 医療全体の体制強化、臨時的医療施設・療養施設が機能するよう対策を講ずること。
- 3 保健所の抜本的な機能強化を支援すること。
- 4 ワクチン接種について、必要とする人への接種が円滑に進むよう対策を行うこと。
- 5 感染防止対策や国民生活支援策を明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
ワクチン接種推進担当大臣様
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣様

議員案第41号

将来に備えた基金の積立てなど計画的な財政運営を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和4年9月28日提出

小金井市議会議員

白井 亨

古畑 俊男

五十嵐 京子

宮下 誠

渡辺 大三

森戸 よう子

将来に備えた基金の積立てなど計画的な財政運営を求める決議

財政調整基金は、従来、標準財政規模の10%を基金残高の目標に設定してきた。小金井市の標準財政規模は、令和3年度において約239億円であるが、その10%は約23億9,000万円となる。西岡市長は、令和4年第3回定例会に、令和4年度一般会計補正予算（第6回）を提出した。補正予算における7億8,000万円の積み増しにより、本年度末の財政調整基金残高の見込額は66億5,428万円となるものである。

一方、公共施設マネジメント基金は残高0円であったため、本補正予算における1億円の積立てで、残高が1億円となる。人口類似市の公共施設整備基金（本年度末見込額）の状況を見ると、国分寺市は51億円、昭島市は71億円、東久留米市は19億円の積立てを行っており、本市は大きく後れをとっている。本補正予算における積立額がわずか1億円で良かったのか、疑問の残るところである。

これまでも基金の計画的な活用を求めて、先の事業を見据えて準備をすることを何度も求めてきたが、事業が目前に迫っている状況にあっても、消極的な姿勢が改善されないのは誠に遺憾である。

よって、小金井市議会は、小金井市長に対し、将来の巨額の財政需要に備え、目的別の基金の積立てなど計画的な財政運営に努めるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年 月 日

小金井市議会